

九段中等教育学校ICT教育システム全体像

【目的】 ・ 学習環境の改善 ・ 校務効率化（働き方改革） ・ 安全性の担保

【構成図】

統合型校務支援システム (R6更新)

概要：生徒、保護者、教職員がともに活用するスクール・コミュニケーション・プラットフォーム

九段中等独自生成AI「otomotto」 (R6開発・導入)

概要：全生徒が安心安全に利用・情報が外に漏れず学習されない特定データ（教科書/校内文書等）の活用・プロンプト共有等教育活用機能

PC/LI教室整備 (R7更新)

概要：GIGA端末と差別化した実習室専用の柔軟な運用ができる機器・環境を構築

探究学習環境整備（R6・7 DXハイスクール）

概要：探究的かつ体験型学習促進のための高性能PCやデジタルファブリケーション機器を導入

1300台  120台

端末・スマホ（R6更新）

端末（生徒・教職員用）、スマホ（教職員1人1台）の整備

基盤DX

クラウド環境・ゼロトラストセキュリティ (R6・7更新)

SASE環境でゼロトラストセキュリティ※を実現・ロケーションフリー化

ネットワーク・サーバ（R7更新）

システムクラウド化に伴う帯域不測等の解消・Wi-Fi7対応機器導入

※SASE：クラウド上からネットワークやセキュリティをまとめて管理する仕組みや考え方
ゼロトラストセキュリティ：ネットワーク環境を問わず全てを信頼せず常に検証するというセキュリティの基本概念

目的・取り組み概要

生成AIを「教員に代わる存在」ではなく「教員を支える存在」として捉え、教員が本来注力すべき教育活動により多くの時間を充てられる学校づくりを目指す。

- (1) 生徒に対するフィードバック業務の改善(生徒のレポートや課題等の添削・採点業務補助に生成AIを導入する)
提出物に対する添削・採点の補助内容を自動出力し、教員が確認・修正した上で活用することで、フィードバックの迅速化と質の向上を図る。
- (2) 授業教材・保護者向け資料作成の効率化授業用資料や保護者向け文書の作成
生成AIを用いて文書やプレゼンテーション資料のドラフト、テンプレート、素材画像を作成する。資料作成に要する時間を短縮し、著作権確認等の負担軽減を図る。
- (3) 好事例の創出と校内外での共有
教育委員会と連携し、パイロット校としての公開授業・研修会などにより、区内小中学校への展開を見据えた事例提供に貢献する。
- (4) インタビューやアンケート等による定性的・定量的評価を行う
負担感の軽減や業務効率化への効果を把握する。



学校用にカスタマイズした独自生成AIシステム (otomotto)

【機能】

LLMを選択してチャット／履歴参照／プロンプト共有／回数制限なし

【安心・安全面の配慮】

モデルの学習素材にならない／回答に典拠を記載／コンテンツフィルタ

教職員の生成AI活用場面

主な生成AIの活用場面としては、以下の3点となる。

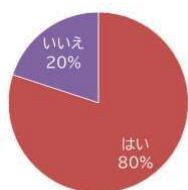
- (1) 校務文書(文書・資料校正、翻訳)
学年便り等文書作成・添削、メール作成・翻訳、学校HPの記事、その他資料作成・添削
- (2) 授業・教材(作成補助)
テスト問題作成、考查問題添削、英作文モデル作成、授業アイデア・教材作成、フィードバック補助
- (3) ツール作成
プログラム生成・修正



活用効果

2026年1月に教員向けのアンケートを実施した。以下は、アンケート回答の一部抜粋である。

- (1) 校務において生成AIを用いていますか。



- (2) 校務の情報化について、ご自身の考えと当てはまるものを次の中から選んでください。

①校務の情報化によって、校務全般が効率化され、負担軽減がなされている。授業改善、業務改善につながっている。	40%
②校務の情報化によって、校務が効率化され、負担軽減につながっている。	40%
③校務の情報化によって、校務が効率化されたが、負担軽減にはつながっていない。	20%
④校務の情報化によって、校務が効率化されたり、負担軽減がなされたりはしていない。	0%

- (3) 活用場面別 業務時間の削減(回答者の記述を分類)

- ① 校務文書 1つの作業につき 20分～2時間削減
- ② 授業・教材 1つの作業につき 20分～1時間削減
- ③ ツール作成 1つの作業につき 5～10時間削減

校務において、生成AIを活用している教職員の割合は、80パーセントとなった。活用した各業務においては、大きな時間短縮が見られ、業務負担軽減に大きな効果があることがわかる。授業・教材系は教材やテスト作成で効果があり、メール作成では短時間で即効性のある削減効果となった。

具体的な活用

- (1) 校務文書(通信作成・資料作成)での活用が多く、「文章校正」「下書き生成」「要約整形」といった言語処理での活用場面で重用されている。メール作成のうち、特に英文でのやり取りを行う業務での時間削減で、生成AIを活用することによって、作成した文章の品質改善と時間短縮の効果が確認できた。
- (2) 授業準備では「思考補助＋作業短縮」での活用(例: テスト作成・添削、英作文のモデル文生成、授業アイデアでの活用)が見られた。
- (3) 業務自体を生成AIで行うことだけではなく、作業を自動化するためのツール(簡易なプログラム)を作成することにも活用ができた。例えば、特定のフォームに入力された場合に、その内容に応じてメール通知を行ったり、校務用のフォルダにデータを保存する等のツールを短時間で作成できたケースがある。

今後に向けて

生成AIを活用した校務利用については、全体の約80%が「はい」と回答し、一定の活用が進んでいることがわかった。一方で、現状の具体的な校内活用の多くは、校務文書作成・授業準備・メール作成の3種類に集中している。今後、活用の幅が広がれば、生成AIによって削減された業務時間を別の作業に充てたり、より注力したい業務内容に時間を確保したりすることが可能になる。令和7年度は、区内小中学校の教員向けの生成AI活用研修会を本校で開催し、実際の活用場面について、本校の実践を共有することができた。また、今後の活用によっては業務時間の削減だけでなく、アイデア創出ツールとしてのさらなる活用も期待できる。今後、生成AIがさらに補助できる業務としては、以下の点が挙げられる。

- ① 保護者・教員・生徒のアンケート結果について、要約・傾向分析・課題抽出を行う業務は教員の負担が大きい一方、生成AIとの相性がよく、業務負担の軽減が期待できる。
- ② 進路指導業務においては志望理由書の添削補助、面接練習用の質問生成などにおいて生成AIが支援することで、生徒一人一人への個別対応をより手厚く行える可能性がある。

また、活用実践例の発信および校内での活用促進に向けては、以下のような取組が考えられる。

- ① テンプレートの配布による活用場面の可視化
- ② 生成AI活用に知見のある教員による具体的な実践紹介(合同研修会や授業公開)

引き続き生成AIを適切に活用し、教員が本来注力すべき教育活動により多くの時間を充てられる学校づくりを目指していく。

目的・取り組み概要

情報化社会や生成AIの普及を踏まえ、生徒一人一人が主体的かつ適切にICT・生成AIを活用できる力の育成を目指す。

- (1)各学年における情報活用能力育成の全体計画を見直し、系統的・継続的な取組を推進していく。
1年生では、生成AIガイダンス後、総合的な学習の時間等を中心に基礎的な活用力や情報リテラシーの育成に取り組む。
2年生以上については、各教科での活用状況を踏まえ、習熟度に応じた情報リテラシー・モラルの育成を図る。
- (2)ICT・生成AIガイダンスの内容を継続的に更新し、最新動向を反映した教材の充実を進める。
新たな生成AIサービスを体験的に学ぶとともに、その特性や課題への理解を深め、年間を通じた情報リテラシー・モラルの育成につなげる。
- (3)外部講師による生成AI活用研修等を実施し、最新の動向に関する情報収集・取り組み改善を進める。
- (4)区内小中学校への普及も視野に入れ、授業公開等を通じた実践事例の創出と共有を図る。
- (5)各教科の学習では、課題設定や思考の深化等の学習過程における生成AI活用事例を創出し、活用の幅を広げていく。
- (6)アンケート等による定性的・定量的評価を行い、取組の効果検証と改善につなげる。



学校用にカスタマイズした独自生成AIシステム (otomotto)

【機能】

LLMを選択してチャット／履歴参照／プロンプト共有／回数制限なし

【安心・安全面の配慮】

モデルの学習素材にならない／回答に出典を記載／コンテンツフィルタ

生徒の生成AI活用場面

現在の主な生成AIの活用場面として、下記に分類できる。

- (1)英語(英作文)添削・文法チェック:約43%
- (2)国語の作文・文章推敲:約17%
- (3)アイデア出し・発想支援:約14%
- (4)社会・探究での情報収集／要約:約11%
- (5)数学・理科の問題解説:約7%
- (6)翻訳・言い換え:約5%

【回答者数:473名】

注:本校は英語教育にも力を入れており、英語科での生成AI活用が進んでいる状況がある



活用効果・生徒の声

2026年1月に生徒向けのアンケートを実施した(回答者数は473名)。以下は、アンケート内容の一部抜粋とその回答である。

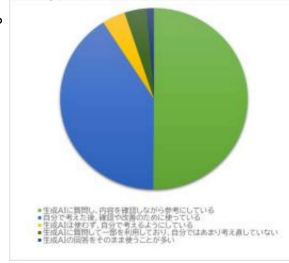
- (1)今年度の授業や校内での活動で生成AIをどの程度活用していますか。



- (2)生成AIを活用することで、学習内容への理解が進んだり、アイデア出しなどに役立ったりするなど、思考の深まりや広まりがある



- (3)生成AIを活用する際の自分の使い方として、最も近いものを1つ選んでください。



- (4)「生成AIの活用について、難しいと感じている点があれば教えてください」の主な回答

- ①情報の真偽・信頼性の判断が難しい
「本当に正しい情報か分からない／間違った情報や嘘が含まれることがある／出典が不明確／存在しないリンクが示されることがある／どこまで信頼してよいか判断が難しい」
- ②プロンプト(指示文)作成が難しい
「質問の仕方が分からない／条件を細かく指定しないと意図が伝わらない／プロンプトを考えるのに時間がかかる／レベル・文字数・ニュアンス調整が難しい」
- ③依存・思考力低下・距離感への不安
「頼りすぎてしまう／自分で考えなくなりそう／AIの意見と自分の意見の境界が曖昧になる／課題の答えをそのまま見てしまう」

- (5)「生成AIの活用について、よかった点や工夫している点について教えてください」の主な回答

- ①作業効率・時間短縮
「調べ物や情報収集の時間が大幅に短縮された／多くのサイトや動画を見る必要がなくなった／書類作成・課題・宿題がはかどる／すぐに回答が返ってくる」 ②アイデア創出・視点拡張への効果
「自分では思いつかないアイデアを出せる／多様な視点・反対意見を提示してくれる／思考の出発点になる／発想の幅が広がる」
- ③添削・推敲・理解支援としての有用性
「英語作文・国語作文の添削が早く、分かりやすい／間違っている理由まで説明してくれる／自分では気づかなかったミスを指摘してくれる／要約や説明が非常に分かりやすい」
- ④依存を避けるための主体的な使い方の工夫
「まずは自分で考えてから使う／全部をAIに任せない／必ず確認・ファクトチェックを行う／AIの案をそのまま使わず、自分の言葉に直す」

アンケート結果から、生徒にとって生成AIは、「思考を代替する存在」ではなく、「思考を支援・拡張する道具」として位置づけられ始めていることが分かった。その一方で、その効果を十分に引き出すためには、使い手側の判断力・問いの立て方・距離感の調整が不可欠であることも明らかとなった。

生成AIを「便利な道具」として終わらせるのではなく、生成AIを用いて、問いの立て方や使い方そのものを学ぶ機会を設計していくことが重要であると考えます。

今後に向けて

生成AIの活用を単なる利便性の向上にとどめるのではなく、「どの場面で、どのように使うか」を明確にした指導を行っていく必要がある。具体的には、まず自分で考えることを前提とした上で生成AIを活用することや、生成AIの回答を鵜呑みにせず、他の資料と照合しながら検証する姿勢を育成することが重要である。また、生成AIへの指示文(プロンプト)を工夫する力は、学習内容を整理し、自らの考えを言語化する力と密接に関係している。今後は、プロンプト作成を含む「対話力・質問力」を学習スキルの一つとして位置づけ、生徒が試行錯誤しながら活用方法を振り返る機会を、意図的に設けていくことが求められる。これらの取組を通して、生徒が生成AIを「答えを得るための道具」としてではなく、「思考を深めるためのパートナー」として主体的に活用できるよう、継続的に取り組んでいきたい。

今年度は、生成AI活用に関して外部講師を招聘するとともに、区内小中学校への普及を目的とした研修会を開催することができた。今後も学校内外の関係機関と連携しながら、本校における取組のさらなる発展と、地域への還元を引き続き行っていく。

資料5 千代田区第4次基本構想

「千代田区第3次基本構想～千代田区新世紀構想～」については、策定から約20年が経過しており、また、新型コロナウイルス感染症の流行や、全国の傾向とは異なる人口の動態・推計結果など、区を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。こうした状況を踏まえ、千代田区第4次基本構想を策定しました。

本区の人口推計結果では、当分の間増加傾向が続く見通しであり、全国の傾向とは異なる特徴があります。そのため、日本の人口減少に伴う労働力の不足など全国的な課題を捉えながら、今後も複雑化、多様化していく行政需要に対応していかなければなりません。加えて、区を取り巻く社会情勢は変化が激しく、これまで以上に変化の要因やスピードが増加することが想定されます。

そのため、新たな基本構想では、時代の変化により色あせることのない普遍的な将来像を示すことによって、多くの方々と向かうべき方向性を共有するとともに、変化に対してより一層柔軟な対応のできる行政運営を推進していきます。

千代田区第4次基本構想では、めざすべき将来像として、「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を掲げるとともに、これが実現したまちと人々の暮らしの姿である、「分野別の将来像」を定めました。

● 第4次基本構想における行政運営の推進について

千代田区第4次基本構想のもとでは、変化の激しい社会経済情勢に柔軟に対応していくため、基本計画に代えて「基本構想」と「将来像に向けた方針」を軸に行政運営を推進します。

「将来像に向けた方針」は、基本構想に掲げる将来像の実現をめざし、分野別計画や新たに生じた課題を踏まえた施策の中期的な取組みの方針を示すとともに、毎年度の予算編成の際には、区民等を取り巻く環境の変化を的確に捉え、その認識や考え方の不断の見直し、更新を行うことで、変化の激しい社会に対応していくものです。

「めざすべき姿」及び「基本構想の実現に向けて」ごとの方針を踏まえ、時勢に応じた区民本位のサービスを展開していきます。

千代田区第4次基本構想

(めざすべき将来像)

伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～

(分野別の将来像)

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

- 多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができています。
- すべての子どもたちの個性や意思が尊重され大切に育まれながら、すくすくと成長しています。
- お互いに支えあい、誰ひとり取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。
- 衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています。
- 生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。
- 伝統や歴史、文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。

(分野別の将来像)

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

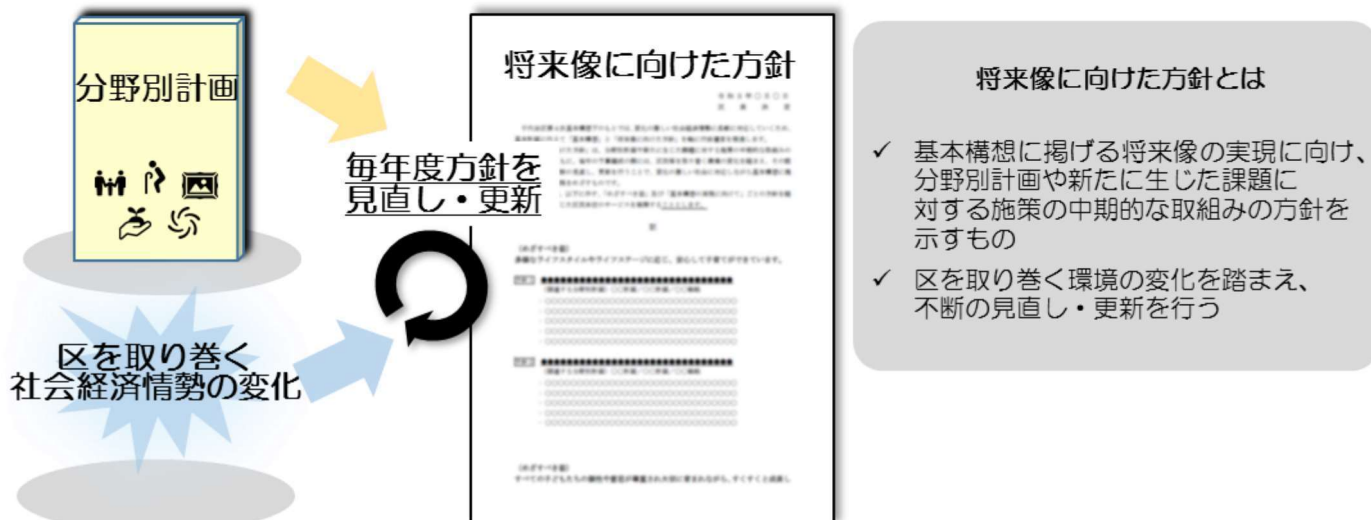
- 活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています。
- 人とのつながりが感じられ、支えあうことができています。

(分野別の将来像)

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

- 良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。
- 人にやさしいまちづくりにより、便利で快適な都心生活を送っています。
- 地域特性を踏まえた強靱な都市基盤や災害に備えた体制のもとで、安心して暮らすことができます。

基本構想に掲げる将来像の実現をめざす



※ 社会経済情勢に特段の変化がなければ、前年度の方針を継続して推進していきます。

資料6 千代田区子育て・教育ビジョン

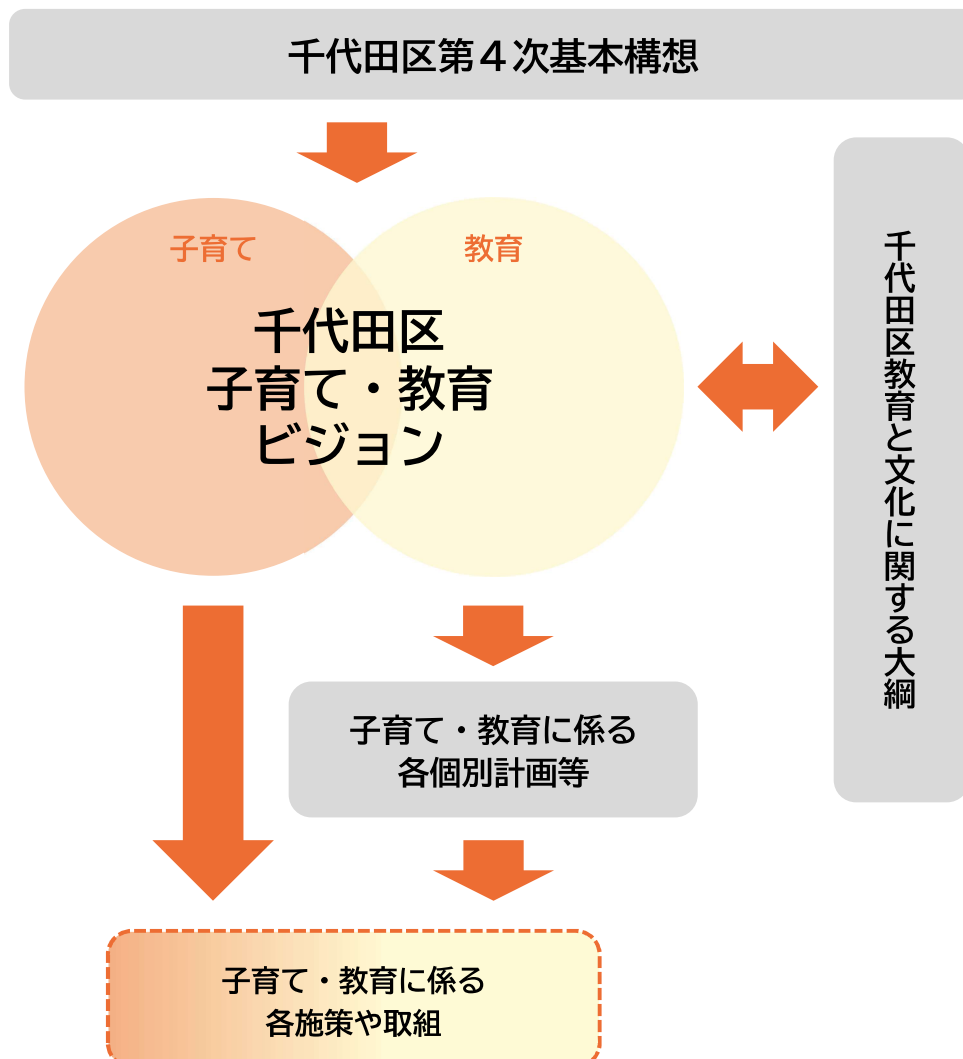
1 子育て・教育ビジョンとは

- 千代田区は、令和5年3月、区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものとして、「千代田区第4次基本構想」を策定しました。本ビジョンは、同基本構想を踏まえつつ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき区長が策定する「千代田区教育と文化に関する大綱」との整合性を図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

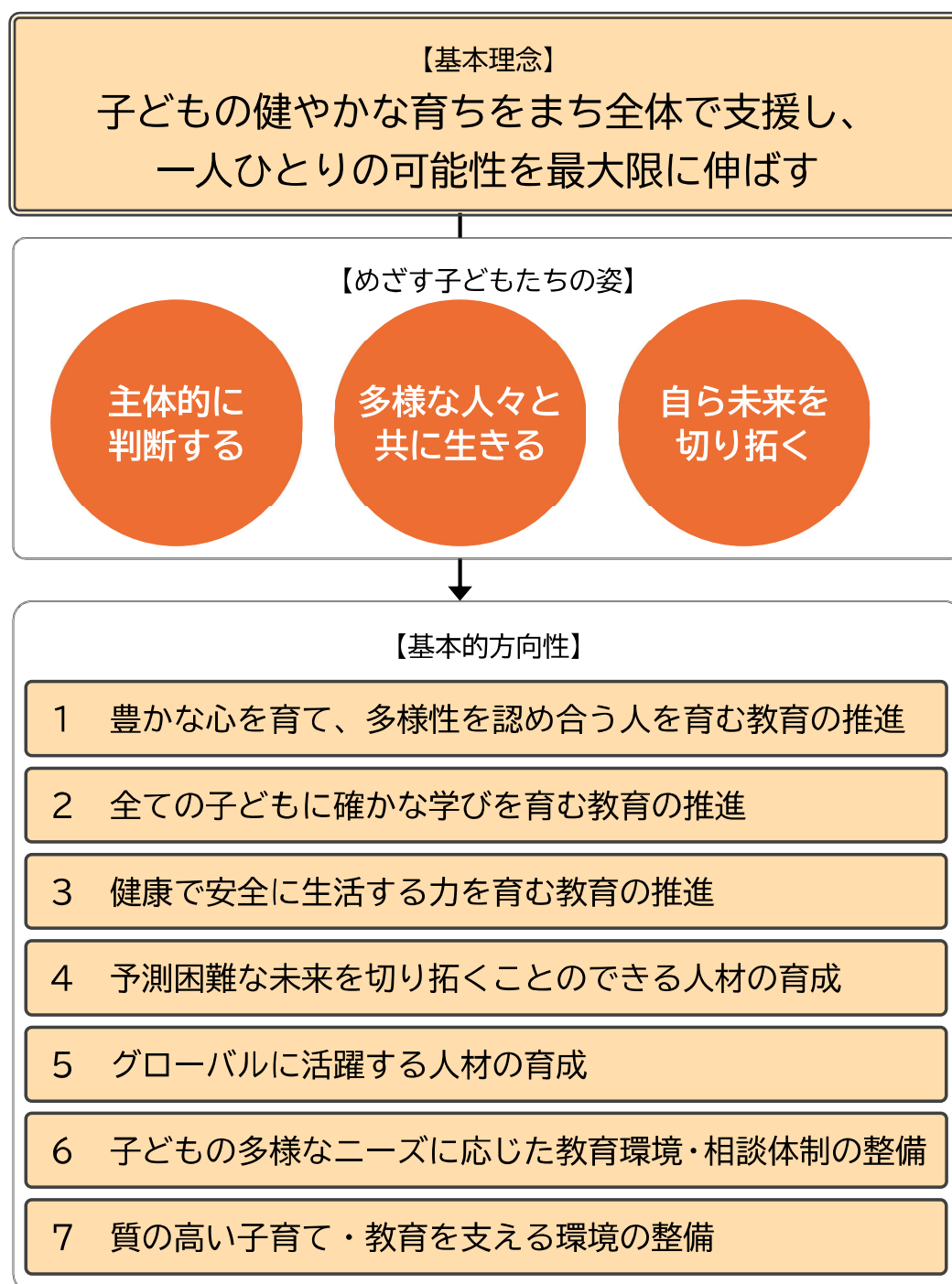
■イメージ図



2 子育て・教育ビジョンの体系

基本理念を実現するために、「めざす子どもたちの姿」を掲げ、具体的な施策展開のために基本的方向性を示します。

地域全体で子どもを見守り、めざす子どもたちの姿を実現できるよう、基本的方向性に従った施策を実施します。



3 めざす子どもたちの姿

「千代田区子育て・教育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもたちの姿として、次のような人づくりを目指します。

(1) 主体的に判断する

- ◎習得した知識・技能を思考・判断・表現に生かす人
- ◎失敗を恐れず、様々な課題に意欲的に取り組める人
- ◎情報を読み解き自己の信念に従って行動ができる人
- ◎自己肯定感や自尊感情をもち高めることができる人

(2) 多様な人々と共に生きる

- ◎周囲の人と対話し、協働して課題を解決できる人
- ◎感性を磨きつつ、思いやりや慈しみの心をもつ人
- ◎多様性を受け入れ、他者の価値観を尊重できる人
- ◎自国の文化や地域を理解し、愛着と誇りをもつ人

(3) 自ら未来を切り拓く

- ◎高い志をもって、現実と向かい合うことのできる人
- ◎社会の変化を柔軟に受け止め、粘り強く挑戦する人
- ◎自己の学びを他人や社会のために生かそうとする人
- ◎未知の課題を発見、解決し新たな価値を創造する人

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 趣 旨

国は令和 8 年 4 月 1 日、東京都は令和 8 年10月 1 日から、扶養手当について、満18歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある扶養親族の収入限度額を年間150万円未満に引き上げを行う。

特別区においても、国及び東京都との制度的均衡を踏まえて、扶養手当の認定要件となる扶養親族の収入限度額について、見直しを行う。

2 改正内容

扶養手当の認定要件となる扶養親族の収入限度額について、大学生年代(満18歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者)である扶養親族にあっては、年額150万円未満とする改正を行う。

【参考】

扶養手当における収入限度額の変遷

国		東京都		特別区	
年月日	収入限度額	年月日	収入限度額	年月日	収入限度額
H4.1.1	120万	H4.1.1	120万	H4.4.1	120万
H5.4.1	130万	H6.1.1	135万	H6.1.1	135万
		H9.1.1	140万	H8.4.1	138万
				H11.4.1	140万
		H30.4.1	130万	H31.4.1	130万
R8.4.1	130万	R8.10.1 (予定)	130万	R8.10.1 (予定)	130万
	150万※		150万※		150万※

※満18歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある扶養親族

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 8 年10月 1 日

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
（扶養親族の認定等） 第7条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第11条第2項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し、認定するものとする。 2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第11条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。 （1）その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額130万円以上（<u>満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>にあつては、年額150万円以上）である者 （2）扶養手当又はこれに相当する給与を他の者が受ける原因となっている者 （3）重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者 3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を扶養親族として認定することができる。	（扶養親族の認定等） 第7条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第11条第2項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し、認定するものとする。 2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第11条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。 （1）その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額130万円以上である者 （2）扶養手当又はこれに相当する給与を他の者が受ける原因となっている者 （3）重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者 3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を扶養親族として認定することができる。
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第7条第2項第1号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年千代田区条例第26号）附則第8項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣 旨

「職員の育児休業等に関する条例」及び「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部が改正され、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第 110 号）」に基づく部分休業の期間の補完を目的とした休暇（子育て部分休暇）が導入されることとなった。そのため、関連する教育委員会規則の改正を行う。

併せて、所要の規定整備を行う。

2 主な改正内容

小学校1年生から小学校6年生までの子、その他規則で定める子を養育する職員について、1 日につき 2 時間まで取得可能な「第 1 号子育て部分休暇」と一会計年度につき 77 時間 30 分（10 日相当）の範囲内で取得可能な「第 2 号子育て部分休暇」を設ける。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和9年4月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
（年次有給休暇の繰越し） 第14条 （現行に同じ） 2 及び 3 （現行に同じ） 4 （現行に同じ） （1） （現行に同じ） （2） 条例第15条、第16条（日を単位とする場合を除く。）、第17条、<u>第18条及び第18条の2の2の規定による休暇により勤務しなかった期間</u> （3）から（9） （現行に同じ） （介護時間） 第30条の2 （現行に同じ） 2 （現行に同じ） 3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第15条の規定による部分休業（以下「第1号部分休業」という）<u>又は次条第5項に規定する第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業又は当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 4 から 7 （現行に同じ） （子育て部分休暇） <u>第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを教育委員会に申し出るものとする。</u> （1） <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u> （2） <u>1年につき77時間30分を超えない範囲内</u> 2 <u>条例第18条の2の2第1項の規則で定める当該職員の子は、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次の各号に掲げる子とする。</u> （1） <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</u> （2） <u>都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更</u>	（年次有給休暇の繰越し） 第14条 （略） 2 及び 3 （略） 4 （略） （1） （略） （2） 条例第15条、第16条（日を単位とする場合を除く。）、第17条<u>及び第18条の規定による休暇により勤務しなかった期間</u> （3）から（9） （略） （介護時間） 第30条の2 （略） 2 （略） 3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第15条の規定による部分休業（以下「第1号部分休業」という）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 から 7 （略）

生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3 第1項の規定による申出（以下「第1項申出」という。）をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第1項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第3項変更をした場合にあっては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。

5 第1項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

6 第1号部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

7 第1項第2号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき 当該残時間数

8 職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第15条の2の規定による部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対

- する第2号子育て部分休暇の承認については、
第1項第2号に掲げる時間から、当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 9 教育委員会は、子育て部分休暇について、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に係る証明書等の提出を求めることができる。
- (1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合
- (2) 第1項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合
- 10 子育て部分休暇の申請、第1項申出及び第3項変更は、別記様式第13号及び第13号の2により行うものとする。
- 11 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の2の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。また、次の各号に掲げる場合については、承認することができない。
- (1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第1号子育て部分休暇の申請があった場合
- (2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第2号子育て部分休暇の申請があった場合
- 12 前項に規定する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 13 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
- (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
- (2) 職員が第3項変更をしたとき。
- 14 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、別記様式第13号の3により教育委員会に届け出なければならない。

(期間計算)

第31条 第18条、第19条、第19条の2、第24条から第26条まで、第30条及び第30条の2の規定に

(期間計算)

第31条 第18条、第19条、第19条の2、第24条から第26条まで及び前2条の規定による休暇の期

よる休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。 2 (略) (電子計算組織による処理の特例) 第34条 第4条、第5条第5項、第7条第1項、第8条第7項及び第13項、第8条の2第8項及び第17項、第8条の3第5項及び第12項、第9条第1項、第10条第2項、第11条第2項、<u>第30条の2の2第10項、第30条の2の2第14項並びに第32条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による申請、承認等については、勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）を用いて、磁気記録ファイルに記録整理することにより行うことができる。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、令和9年4月1日から施行する。</u> <u>(施行前の準備)</u> 2 <u>この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第30条の2の2の規定による子育て部分休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。</u> <u>別記様式第13号(第30条の2の2)(別紙のとおり)</u> <u>別記様式第13号の2(第30条の2の2)(別紙のとおり)</u> <u>別記様式第13号の3(第30条の2の2)(別紙のとおり)</u>	間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。 2 (略) (電子計算組織による処理の特例) 第34条 第4条、第5条第5項、第7条第1項、第8条第7項及び第13項、第8条の2第8項及び第17項、第8条の3第5項及び第12項、第9条第1項、第10条第2項、第11条第2項並びに第32条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による申請、承認等については、勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）を用いて、磁気記録ファイルに記録整理することにより行うことができる。
---	---

令和9年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みについて

1 募集人数

(1) 幼稚園

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
麴町幼稚園	35名 (35)	10名程度 (35)	15名程度 (35)
九段幼稚園	35名 (35)	10名程度 (35)	10名程度 (35)
番町幼稚園	35名 (35)	10名程度 (35)	15名程度 (35)
お茶の水幼稚園	20名 (20)	15名程度 (35)	15名程度 (35)

(2) 幼保一体施設

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
千代田幼稚園（短時間）	15名 (15)	10名程度 (15)	10名程度 (15)
昌平幼稚園（短時間）	10名 (10)	5名程度 (10)	5名程度 (10)

(3) こども園

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
いずみこども園（短時間）	15名 (15)	10名程度 (15)	10名程度 (15)
ふじみこども園（短時間）	25名 (25)	15名程度 (22)	10名程度 (22)

※（ ）内は定員人数

2 入園案内の配布

(1) 配布開始日

令和8年10月5日（月）

(2) 配布場所・時間

ア 幼稚園、幼保一体施設、こども園 14時～16時30分

イ 各出張所、子ども支援課 8時30分～17時

ウ 区ホームページからダウンロード可

3 申込み方法

令和8年10月23日(金)午前0時～10月28日(水)午前10時、区ポータルサイトより申込み

※インターネット環境がないなどオンライン申請が難しい場合は、紙による申請も受け付け。

4 結果発表

令和8年11月11日（水）13時以降、区ポータルサイトより保護者へ結果を通知する

5 周知方法

- ・広報千代田 10月5日号
- ・区ホームページ
- ・SNS（X、フェイスブック、LINE）

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について

1. 一体的整備基本計画（素案）に対する意見

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の一体的整備にあたり、今後の設計の与条件等を整理した一体的整備基本計画（素案）に対する区民等の意見聴取を実施した。

（１）地域説明会（オープンハウス方式及び全体説明方式併用）

〔日 時〕 令和8年6月28日（日）10：00～15：00

令和8年6月29日（月）15：00～20：00

〔会 場〕 ちよだパークサイドプラザ7階

〔来場人数〕 6月28日（日）55名／6月29日（月）39名 計94名

〔意見の概要〕 資料1のとおり

（２）基本計画（素案）に対するパブリックコメント

〔募集期間〕 令和8年7月6日（月）から7月22日（水）まで

〔提出方法〕 区HP送信フォーム、ファックス、電子メール、郵送、直接持参

〔意見提出者数・意見数〕 在住者（5名）・7件

〔意見概要と区の考え方〕 資料2のとおり

2. 一体的整備基本計画（案）について

頂いた意見を踏まえ、基本計画（案）をとりまとめた。素案からの主な変更点は以下のとおりである。

該当箇所	内 容
p 4 「1-3. 検討経緯」	・ 令和8年6月に実施した検討会及び地域説明会を追記
p 12 「3-1-2. 法的条件」	・ 都市計画の変更について明記
p 45 「6-3. 事業スケジュール」	・ 実施設計、工事期間及び公園閉鎖予定時期を見直し

基本計画（案）及び概要版は資料3、資料4のとおり

3. 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月 ：基本計画策定・公表

令和8年度後半 ：基本設計の開始、工事中の代替機能の具体的検討

第3回オープンハウス型地域説明会（全体説明併用）の概要

■実施概要

（1）目的

- ・地域に開かれた意見交換の場としてオープンハウス型と全体説明型を併用して実施することで、本整備に興味関心のある施設利用者、公園利用者、地域住民等の多様な立場からの意見を把握し、新施設・新公園に反映すべき事項の検討材料とする。
- ・基本計画（素案）について説明し、理解を深めていただく機会とする。
- ・本整備におけるこれまでの検討経緯（整備構想含む）、これからの進め方を周知する。

（2）実施概要

- ・日時：① 2026 年 6 月 28 日（日）10:00～15:00
② 2026 年 6 月 29 日（月）15:00～20:00
※参加者によって参加しやすい日時が異なるため、同じ内容で休日日中、平日夜間の2回を設定
- ・会場：ちよだパークサイドプラザ 7階
- ・方法：オープンハウス型（開場の時間内であれば任意に入場・退場可）と全体説明型の併用方式とし、パネル・模型展示、スライド投影を行い、担当者による説明・意見交換を実施、意見交換内容はふせんに記録した。
各日 30 分程度の全体説明を実施（6/28（日）10:30～11:00、6/29（月）16:00～16:30）。
退場時にアンケートに回答いただいた。
- ・来場人数：6 月 28 日（日）55 名／6 月 29 日（月）39 名 計 94 名
※受付簿の記載でカウント

【当日の様子】

- ・1 日目（6 月 28 日）



写真1 全体説明の様子



写真2 パネル・模型展示の様子

- ・2 日目（6 月 29 日）



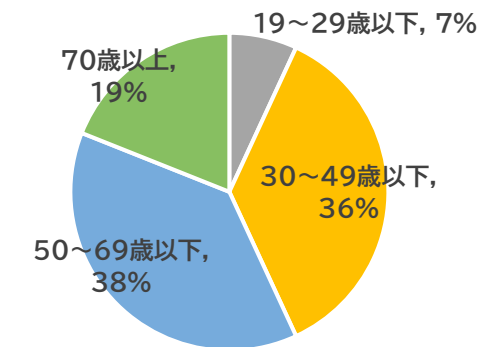
写真3 全体説明の様子



写真4 パネル・模型展示の様子

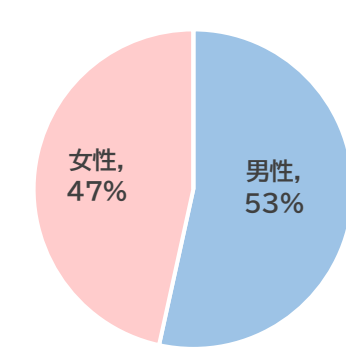
来場者の属性（アンケートより 回答総数：N=58）

【年齢】



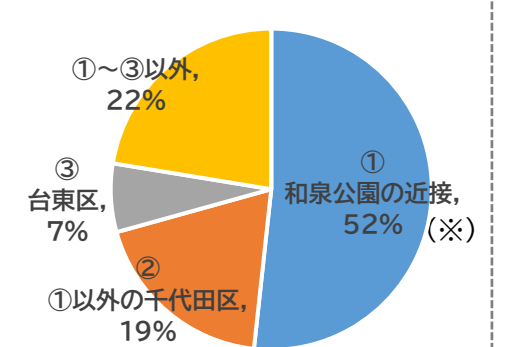
・30～49 歳以下、50～69 歳以下が約 4 割ずつ

【性別】



・男性、女性ともに 5 割程度ずつ

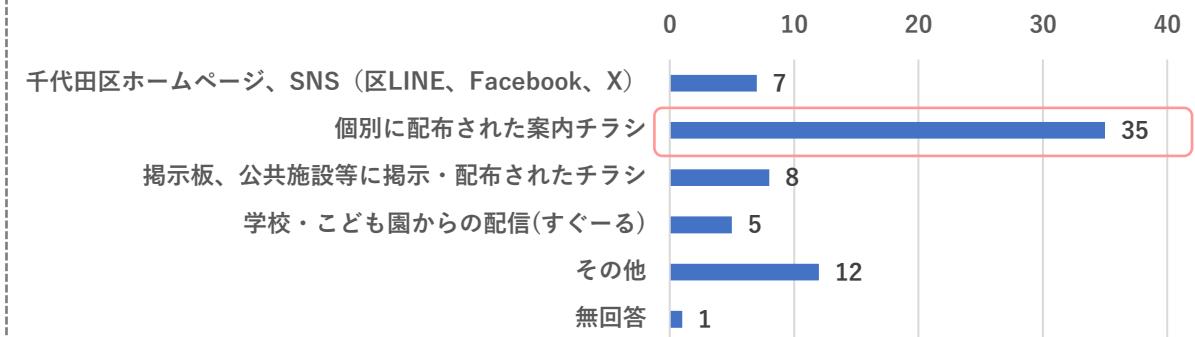
【居住地】



・和泉公園の近接（※）にお住まいの方が 5 割以上

※和泉公園の近接：神田和泉町、神田佐久間町 2～4 丁目、神田平河町、神田佐久間河岸、東神田 3 丁目

【今回の説明会の開催を何で知りましたか。】（複数回答可）

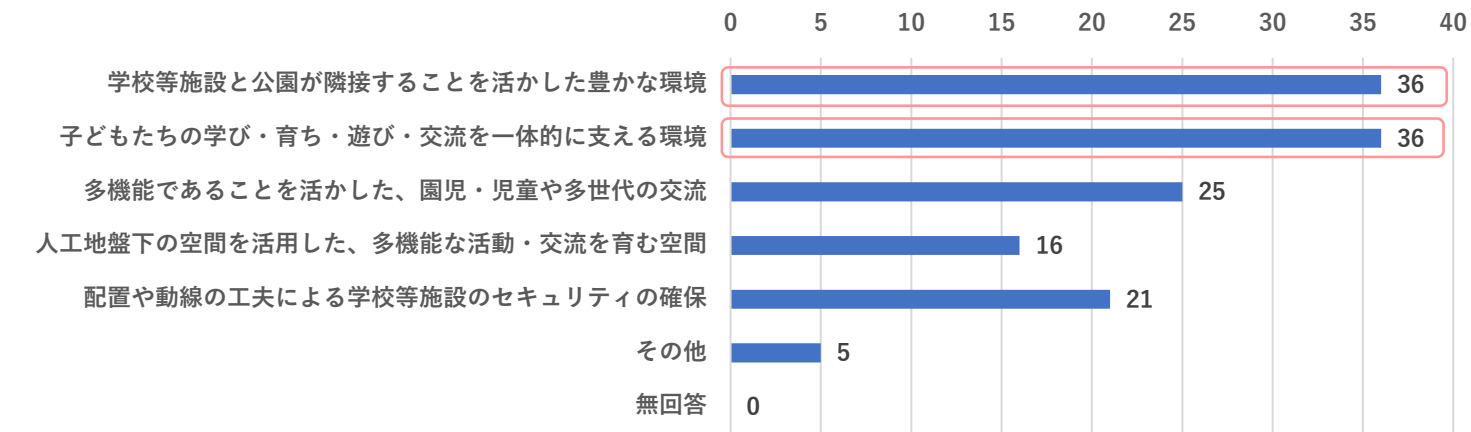


・個別に配布された案内チラシが多く、千代田区ホームページ、SNS（区 LINE、Facebook、X）や掲示板、公共施設等に掲示・配布されたチラシも一定程度。

<その他の記述> ※()内は回答数
・広報千代田 (3)
・ちよだパークサイドプラザ内で勤務 (2)
・職場の人に聞いた
・隣でミーティングしていた
・町会から聞いた

来場者の意見（アンケートより 回答総数：N=58、複数回答可）

【基本計画(素案)（学校等施設や公園の導入機能やイメージ等）について、どのような機能、空間に関心がありますか。】

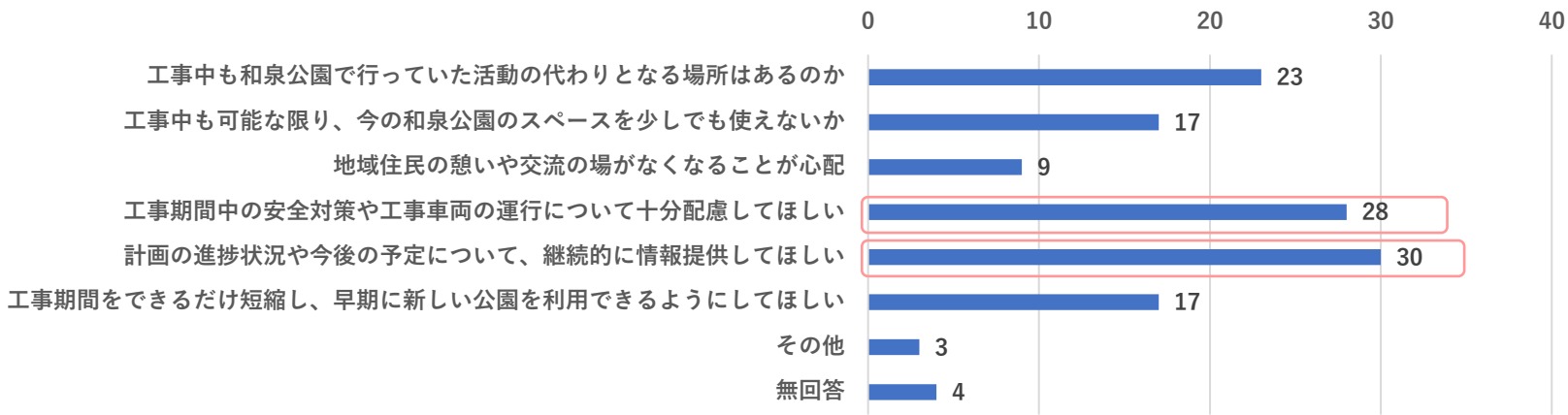


- ・学校等施設と公園が隣接することを活かした豊かな環境、子どもたちの学び・育ち・遊び・交流を一体的に支える環境が最も多い
- ・次いで、園児・児童や多世代の交流、セキュリティの確保についての回答が多い。

<その他の記述>

- ・子どもの安全と学習を第一に考えてほしい
- ・住民への思いやり
- ・区民(近所)利用の施設は、どのようなものが建設されているか。
- ・防災

【工事期間中のご心配や気になる点について教えてください。】

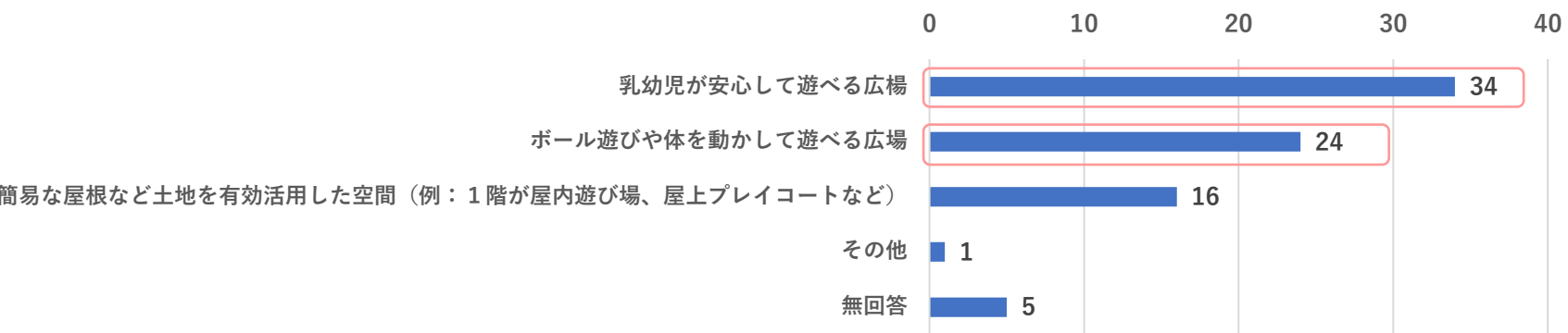


- ・継続的な情報提供、工事期間中の安全対策や工事車両の運行についての配慮が多い。
- ・次いで、和泉公園で行っていた活動の代わりとなる場所があるのかについて気になる方が多い。

<その他の記述>

- ・避難場所の確保。桜の木はどうなるのか。
- ・台東区の公園を使用したりできないか検討してほしい。
- ・災害時の避難場所(広場)の確保はどのようにするか

【旧和泉町ポンプ跡地について、工事期間（和泉公園の休止期間）中の子どもの遊び場等として活用を検討しています。限られたスペースの中で最も期待する活用方法を教えてください。】



- ・乳幼児が安心して遊べる広場が最も多く、次いでボール遊びや体を動かして遊べる広場が多い。

<その他の記述>

- ・水遊びが出来るスペースを

■主な意見

（１）新施設の計画についてのご意見

①施設全体

- ・子どもがいる世代からすると、施設が充実するのはよい。
- ・パブリックスペースが十分とれていると思う。
- ・病院がいる中で、公園側に建てる必要あるのか。
- ・良い小学校を整備して人を呼べるようにしたい。
- ・千代田区なので、日本をリードする最先端の施設としてほしい。
- ・学校と市民の共有スペースが多いため、セキュリティ対策は考えてほしい。
- ・外部からの侵入、子どもへの安全対策をしてほしい。
- ・佐久間学校通りは、数年前に歩道の拡張をして車道が狭くなっている。セットバックをするのであれば、学校行事のバスの停車スペースを確保できないか。
- ・緊急車両、工事車両が佐久間学校通りの交通に影響しないよう、処理方法を検討してほしい。
- ・児童が使用するトイレについて、洋式トイレを増やしてほしい。地域交流も大切だが、子どもたちのことを第一に考えてほしい。
- ・少子化の中で、子どもの数が減っても有効に活用できるスペース・施設であってほしい。
- ・設備等が古いので新しい施設になることを期待している。
- ・人工地盤を用いた校庭と公園の活用は良い案だが、屋根付きでフリーなスペースなので、ホームレスが宿泊する心配がある。明るく清潔な空間にすること、普段から有人警備にするなど、対策が考えられる。また、警察、福祉事務所、道路公園課、環境まちづくり総務課との連携も大切かと思う。
- ・校庭・公園はとにかくたくさん日影ができるように設計してほしい。今後ますます温暖化で日光の下での活動は危険になっていくと思う。
- ・教職員や保育士の皆さんとたくさん意見を出し合い、さらに良い空間にしてほしい。

②小学校

- ・給食を調理している姿が子どもたちに見てもらえるような配置になると良い。

③こども園

- ・園庭は、今より広くなり、子どもたちが十分に体を動かすことができるスペースがあると嬉しい。
- ・乳児、幼児のエリアが別の階になるのではなく、同じ階で交流ができるとつながりが生まれる。

④こどもプラザ

- ・事務室から各部屋が見渡せると良い。現状もそうになっている。
- ・小学生の利用形態としては、①学童クラブ、②プラザ帰り、③一回家に帰ってプラザに来る（一般来館）の３パターンがあり、いずれの利用方法にも対応できるレイアウトであってほしい。
- ・一般来館の子は、学童保育室に入れないため、①～③の小学生が一緒に出て遊べる場が必要。
- ・児童館に遊びに来た一般来館の子どもが自由に過ごせる場と保育（学童）の部屋は別のものとしてしっかりほしい。
- ・乳幼児の利用形態は、一時預かり、乳幼児（親子）の一般来館である。
- ・乳幼児が遊ぶことができる場所、授乳室が必要。0～1歳の部屋に加え、幼児室が別であるのが理想

ではある。

- ・一時保育と学童が混ざってしまうと、乳幼児の保育とお昼寝に影響がありそう。動線の混在や隣り合った配置にならないようにレイアウトできると良い。
- ・中高生タイムは、乳幼児の一般来館時間終了後の運用である。
- ・図工室は絶対にあったほうが良い。
- ・小学校図書室とこどもプラザはつながらなくても良い。管理も難しい。
- ・遊戯室の壁、天井はボール遊びを見込んだ丈夫なものが望ましい。階高は、現状程度確保できると良い。
- ・プレイルームは、ボードゲームなどができるなど、多目的な利用が可能な空間としてほしい。
- ・図書室はプレイルームとペアが良い。
- ・多目的室が保育室や図書、図工室と同じフロアが良い。
- ・相談室が事務室に近い方が良い。更衣室は事務室に近い必要はない。

⑤地域利用施設について

- ・プールは観覧スペースをつけてほしい。
- ・プールは、幼児も利用しやすいように可動床にしてほしい。
- ・図書室を大きくして、地域の学習環境を良くしてほしい。
- ・一般利用できる広い図書館をつくって、学習環境を整えてほしい。
- ・洪水時には浸水するため、備蓄倉庫は2階が良い。
- ・図書館に自習・閲覧スペースを確保してほしい。
- ・カフェがあると良い。
- ・子どもの学習部屋が確保しにくい家庭もあると思うので、親も入れる区民専用の自習室や学習室があると良い。
- ・ベビールーム(授乳室)とは別に、おむつ替えスペース、給湯器、レンジなどの設備があると嬉しい。

（２）新公園の計画についてのご意見

①日常利用

- ・四季を感じる豊かな自然があり、こども園でもよく利用する。豊かな自然は、そのままにしてほしい。
- ・日影は多い方が良く、じゃぶじゃぶ池は夏にしか使わないのだから、底下に配置するのが良いのではないか。
- ・じゃぶじゃぶ池は良い施設だと思うので、新しくできる公園にも是非つくってほしい。
- ・子どもの遊び場事業（週2回）など、公園でのボール遊び用のネットフェンスが必要ではないか。
- ・冬の公園の土埃を改善してほしい。
- ・公園の土埃が酷過ぎる。芝を養生しながら使うなど、芝をしっかり生やして土埃を抑えてほしい。
- ・公園の24時間開放は安全面から不安。
- ・死角をつくらないピロティとしてほしい。防犯が心配。
- ・犬等、動物の安易な放し飼いが出来ないようにしてもらいたい。
- ・三井記念病院の入口がどこか迷う方が多い。和泉公園内には、病院への誘導サインがあると良い。

②イベント、行事などの利用

- ・納涼大会の存続は必須である。イベントのためのインフラ（電気）は忘れずに整備してほしい。

- ・イベント等で公園を使用するため、施設、電気、水道等のインフラを充実してほしい。

③防災、災害時の利用

- ・公園と学校の一体整備の利点を活かして、防災・災害時の拠点となるような施設整備として欲しい。

④公園の設え（みどり、路面、遊具、遊び場など）について

- ・長いローラーの滑り台を設置してほしい。
- ・ふわふわドームを設置してほしい。
- ・遊具の充実を考えてほしい。
- ・自然豊かな、一年中花がある公園になってほしい。
- ・さらに木々や花などが増えるとよい。
- ・ゆっくりできそうな場所になってほしい。人工芝でスケートボードができないようにしてほしい。
- ・公園の桜を背景に卒園式の記念写真を撮るなど、桜は多くの人の思い出に残る大切な存在。卒業・卒園シーズンにはセレモニーらしい雰囲気も演出できるため、ぜひ桜を植えていただきたい。
- ・樹木は大切に、なるべく残してほしい。公園にも思い出や思い出がある。

⑤周辺敷地への配慮

- ・隣が公園になることで生じる問題への対策はしてほしい。防犯、防災上も課題がある。
- ・南風が吹くと、竜巻のような風が発生するのではないかな。
- ・子どものボール遊びへの懸念がある。隣接敷地内のガス管をよじ登る、ボールが通行人に当たる等が、かつてあった。
- ・隣接敷地のテナントビルには食品を扱うテナントも入居しているため、トイレがすぐ横にくることは避けてほしい。整備にあたっては、よく周辺の声を聞いてほしい。
- ・施設と公園が入れ替わることで新たに公園に面する敷地に落ち葉や土埃が来ることが心配である。
- ・病院と隣接する場所のフェンスを高くしてほしい。ボールがよく飛び越えてくる。

（３）工事期間中の配慮等についてのご意見

①工事スケジュール

- ・埋蔵文化財の事前調査が必要なのではないかな。早期の試掘調査実施を検討すべき。
- ・公園が８年も使えないことが問題。
- ・なるべく工事期間を短縮し、和泉公園を早く使えるようにしてほしい。

②安全性の確保

- ・佐久間学校通りには、工事車両を停車させないようにしてほしい。通りの歩道拡幅により車道幅が狭くなった。
- ・前面道路に車を駐車する、物資を置くなど、交通の支障になることは絶対やめてほしい。
- ・小学生の登校は東側からアクセスする児童が９割のため、登下校時間の車両出入は制限する避ける必要がある。
- ・工事期間中の車両など十分に配慮してほしい。

③騒音などへの配慮

- ・工事中の騒音には十分配慮してほしい。できる限り音を小さくしてほしい。
- ・建物解体に伴うネズミへの対応が必要である。

④工事期間中の防災対策

- ・公園を活用した避難訓練ができなくなる。
- ・工事中に災害が発生した際の避難計画をしっかりと検討してほしい。

⑤公園機能の代替

- ・和泉公園の代替の一つとして秋葉原公園は、駅近くの酒場やカフェなどのお店が多く、風紀上心配がある。対策を検討してほしい。
- ・校庭の休日利用は事前申請が必要となる。申請なしに一般に開放することは、小学校のセキュリティ確保の観点から難しいのではないかな。
- ・校庭の開放は、こども園やこどもプラザ利用者などに限定してはどうか。
- ・佐久間公園は、木があるのは良いが、夜に明るくしてほしい。夜に暗く、大人がウロウロしていること等があり怖い。今のままでは代替公園として利用できるイメージが湧きにくい。
- ・ボール遊びができる場所があると良い。

⑥その他

- ・南北の通り抜け動線、自転車やベビーカーなどすれ違いができる程度の幅を確保してほしい。
- ・工事期間中及び完成後も、放置自転車対策として、駐輪場の整備をお願いしたい。
- ・工事期間中は周辺の住民に気を配ってほしい。

（４）和泉公園の代替機能としての活用を検討している旧和泉町ポンプ所跡地について

- ・旧和泉町ポンプ所跡地は区境にあるため、区外の利用が多くなるだろう。
- ・代替スペースにおいても安全で快適に子ども達が利用できる遊び場を確保してほしい。
- ・旧ポンプ所跡地までの動線を安全にしてほしい。
- ・代替スペースにじゃぶじゃぶ池を設置してほしい。
- ・じゃぶじゃぶ池を設けるなら、佐久間公園が良いのではないかな。
- ・佐久間公園は、代替機能を確保する上で重要である。現状は、高架や建物に囲まれ薄暗い印象があり、喫煙所もあるため、子どもが安心して遊べる場所にしてほしい。

（５）一体的整備の実現に向けて

- ・進捗状況の情報提供はこまめに行ってほしい。
- ・施設と公園の敷地入れ替えに伴い、横断歩道の位置も考慮してほしい。
- ・佐久間学校通りの拡幅工事に伴い歩道部の緑陰が減少し暑くなった。緑陰の確保など、暑さ対策はよく検討してほしい。
- ・オープンハウスのみでは地域の声が拾いにくい。説明会も必要ではないかな。
- ・いずれは整備しなければならない話が、このタイミングで来たということ。多少の不都合は発生するだろうが推進してほしい。

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備基本計画（素案）に対するご意見と区の考え方

反映区分
A…意見を踏まえ、基本計画に反映したもの
B…意見の趣旨が既に基本計画（素案）に反映されているもの
C…今後検討のために参考とするもの
D…その他

意見提出者の区分	No.	意見内容	反映区分	区の考え方
在住者	①	運動場を可能な限り広くしてほしい。運動会で子どもたちが（特に高学年）全力で走れず、窮屈そう。直線がほとんどないので常にカーブを走ってる状態なのでもう少し広くしてあげたい。	B	素案p28「6）校庭」に記載とおり、運動会の実施に対応できるよう100mトラックの確保を目指すともに、日常の体育授業での利用に配慮し、50m走が可能な直線距離の確保を目指しています。いただいたご意見は、今後の施設設計の中で具体化していきます。
在住者	②	私の自宅は和泉小学校・いずみこども園の通学区域内にありますが、子どもがおりませんので、地域の子どもの利用実態について十分に把握できておらず恐縮しております。 そのうえで伺いたいのですが、和泉公園の1日当たりの来園者数はどの程度なのでしょう。 公園自体の規模がそれほど大きくないこともありますが、私が横を通る限りでは、利用している子どもの数はそれほど多くないように感じています。また、和泉公園は千代田区の北東端に位置しているため、千代田区民よりも台東区民の利用者の方が多い場所ではないかという印象も持っています。 さらに、周辺を見ると、徒歩5分圏内の居住人口が必ずしも多いわけではなく、秋葉原駅周辺のオフィス街からも若干距離があるため、区民、他区民、来勤者のいずれにとっても、日常的に利用しやすい立地とは言い切れないように感じています。 公園の規模や周辺環境が大きく異なりますし、千代田区内では公的な土地の確保に制約があるため、単純に比較することは難しいと承知しておりますが、個人的には墨田区の錦糸公園が好例ではないかと考えています。錦糸公園は駅に近く、桜の名所でもあり、オリナスのような商業施設や総合体育館などのスポーツ施設とも一体的に利用できる環境にあります。公園単体ではなく、周辺施設や人の流れと結び付いた形で活用されており、都市部における理想的な公園の一つであると感じています。	C	一体的整備構想（令和8年2月策定）p14「2-3.公園利用状況調査」に記載のとおり、公園利用利用状況調査（令和4年10月8日（土曜日）・12日（水曜日））を実施しました。 1時間あたりの利用者数について、平日のピークは10時台と14時台が185人で、休日のピークは16時台が157人となり、平日は通り抜けが多く、休日は遊びが多く、都心に位置する公園として特徴的な利用状況の結果となりました。 新たな公園の具体的な整備内容については、こうした利用状況やいただいたご意見を踏まえ、今後の公園設計の中で地域のみなさまと意見交換等を行いながら検討していきます。 ※来園者数（令和4年10月7日、8日時点） 平日利用者：1,330人 休日利用者：918人
在住者	③	整備基本計画を決定する前に、早い段階で埋蔵文化財包蔵地の試掘調査をしてはいかがでしょうか。仄聞するところによれば、お茶の水小学校の建替え時には、埋蔵文化財包蔵地に該当することが分かり、想定していた工期よりも長引いたとのこと。今回は計画時期が大幅にずれ込むことがないよう、事前に埋蔵文化財包蔵地に該当するか否か試掘調査を実施し、見通しを持って計画を決定した方がよろしいかと存じます。	C	いただいたご意見は、過去の区内整備事例も踏まえ、埋蔵文化財包蔵地に関する試掘調査を含む必要な調査について適切に対応し、事業スケジュールに影響が生じないよう、見通しを持って整備を進めていきます。
在住者	④	・来年公園が使えなくなると聞きました。 和泉公園のブランコを佐久間公園へ移設して欲しい。他の遊具も、別の公園へ移設して欲しい。	C	素案p46「6-4. 工事期間中の対応」に記載のとおり、和泉公園は新たな建設に伴い解体されるため、新しい公園が完成するまでの約8年間は利用できなくなります。そのため、この期間中の公園機能の代替を検討しており、近隣の佐久間公園やいずみ児童遊園、秋葉原公園、さらに和泉小学校の校庭（未利用時間帯の開放）、旧和泉町ポンプ所跡地の活用を検討していきます。また、さらなるスペースの確保についても、引き続き検討していきます。ご意見をいただいた遊具については、公園管理の部署とも連携し代替の確保等を含め検討していきます。 また、素案p41「5-1-1. 公園機能」に記載のとおり、和泉公園は自然環境機能、憩い機能、防災機能といったすべての公園に備わっている基本的機能に加え、歴史資源機能、シンボル機能、コミュニティ形成機能、運動・遊び場機能、先駆的活用機能を有する「地域の中心となる公園」たることが期待されています。新たな公園の具体的な整備内容については、いただいたご意見を踏まえ、今後の公園設計の中で地域のみなさまと意見交換等を行いながら検討していきます。
	⑤	・建て替えが終わり、また公園作成する際は今のように自然(さくら)があり、遊具も立派なものを建ててもらいたい。		

意見提出者の区分	No.	意見内容	反映区分	区の考え方
在住者	⑥	基本計画（素案）は、地域の子どもへの影響や、代替となる遊び場の確保についての記載が非常に少ないことを懸念しています。 和泉公園が約8年間利用できなくなることは、地域の子どもたちにとって極めて大きな影響があります。オープンハウス型説明会などで住民への説明を行っていただいておりますが、新施設の整備計画や景観・風環境などの説明が中心で、既存公園が長期間利用できなくなることによる影響や、その対応策についての説明が十分とは言えません。 子どもにとって、公園は単なる遊び場ではなく、日常的に体を動かし、友達と交流し、自然とふれあい、成長するための重要な生活基盤です。特に和泉公園は地域の中でも貴重な存在であり、約8年間利用できなくなることは極めて異例と思われます。現在利用している子どもたちは、その期間中に、公園で遊ぶ年代を終えてしまいます。失われた時間は後から取り戻すことができません。 計画そのものの見直しは難しいとしても、長期間公園が利用できなくなることによる影響を丁寧に整理・評価し、その影響に対しどのように対応するのか、できること・できないことも含めて明らかにした上で、公表していただきたいと思います。	C	素案p46「6-4. 工事期間中の対応」に記載のとおり、和泉公園は新たな建設に伴い解体されるため、新しい公園が完成するまでの約8年間は利用できなくなることによる子どもたちを含む公園利用者への影響は重要な課題であると認識しています。 そのため、この期間中の公園機能の代替を検討しており、近隣の佐久間公園やいずみ児童遊園、秋葉原公園、さらに和泉小学校の校庭（未利用時間帯の開放）、旧和泉町ポンプ所跡地の活用を検討していきます。また、さらなるスペースの確保についても、引き続き検討していきます。 また、素案p47「6-4-1. 旧和泉町ポンプ所跡地の活用」に記載のとおり、旧和泉町ポンプ所跡地については、子どもの遊び場等となる広場としての活用を想定し、周辺の公園等の役割分担を踏まえた具体的な整備内容の検討を進めております。 いただいたご意見を踏まえ、工事中の公園機能の検討状況については、整備内容と同様に、地域説明会やニュースレターによる継続的な地域への情報共有を行いながら、丁寧に説明してまいります。
	⑦	また、基本計画（素案）46ページには、 「近隣の佐久間公園やいずみ児童遊園、秋葉原公園、さらに和泉小学校の校庭（未使用時間帯の開放）などの有効活用が考えられますが、これらは既存の施設であるため、旧和泉町ポンプ所跡地の有効活用を検討していきます。」とあります。この記載からは、佐久間公園、いずみ児童遊園、秋葉原公園、和泉小学校校庭について、新たな整備や利用拡充は予定されていないと読み取れます。 その場合、旧和泉町ポンプ所跡地の整備は極めて重要です。しかしながら、その計画内容やタイムラインが不明確です。 約8年間もの間、地域の主要な公園が利用できなくなるのであれば、代替となる遊び場をどのように確保するのか、その計画とスケジュールをできるだけ早く具体的に示し、住民に説明すべきと考えます。 少なくとも、子どもへの影響評価や代替遊び場の検討経過については、検討した内容と判断理由が分かる形で公表していただきたいと思います。		